



中世スウェーデンにおける太陽分割制：  
初期の成文法を通じて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-12-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塚田, 秀雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00006368">https://doi.org/10.24729/00006368</a>

# 中世スウェーデンにおける太陽分割制

—— 初期の成文法を通じて ——

塚 田 秀 雄

## I はじめに

**1 研究の目的** 筆者は先に、1442年に成立したクリストファー法典に基いて中世スウェーデンの地方組織と農村社会について検討を加えた<sup>(1)</sup>。その研究目的は、法典の規定によって、当時の農村の一般的モデルを得ることにあった。長期的には、ヨーロッパの周辺地域たる北欧における農村とその社会の地域的展開過程を明かにしようとする筆者の研究において、中世スウェーデンから近代に至るまでの極めて具体的な村落に関する規定を含む法規の内容検討は、他の諸資料と並んでもっとも重要な要素となると考えている。

近代以前のスウェーデン農村を規定した成文法は、概略、次の三つに区分し得よう。すなわち、①州法=Landskapslagar。ヴァイキング時代から伝えられてきた慣習法が、キリスト教化と共にその要素を取り入れ、13～14世紀に未だ全スウェーデンを統一する王権が成立しない段階で、各地方ごとに制定、成文化されたもの。②マグヌス エリクソン法典=Magnus Erikssons Landslag およびクリストファー法典=Kristoffers Landslag。州法を統合して、スウェーデン全域に施行された。14世紀と15世紀の成立。③1734年新法=Sveriges Rikes Lag År 1734。農業革命前夜の状況を反映しながら、旧体制の保持を目指していた。

①～③のいずれの段階においても、いわゆる太陽分割制をもって、農村の基本的なあり方としている点では共通しているが、①は太陽分割制が固定した概念としては未だ不十分であったのか、各州法の文言に大きな差異が認められるのに対し、②を経て③に至ると、太陽分割制=Solskifte という語も固定し、その内容も多く説明を必要としないくらい明確となってゆきがない。

したがって、③の1734年新法の研究は18世紀後半の土地・村落制度改革の契機を示し得ても、本来の太陽分割制の本質に迫り得るのは、むしろ、州毎の用語さえ不統一で、表現にも未熟・不十分な点が多々見うけられる①の各州法の内容検討であるというべきである。

完成度の高い1734年新法の条文は無駄のない概念を示すが、抽象化が過ぎているともいえるのに対し、州法の場合は、ヴァイキング時代からの口承をそのまま文章化したような部分もあり、当時の村のあり方を生きいきと伝えて興味がつきない。

太陽分割制は単なる土地制度ではない。いわば当時の村落社会全般の基準ともいえるべき包括的な意味を有していることを明かにしたい。農業経営や村落社会のあり方に決定的な影響を及ぼすこの制度は、自然発生的なものではなく、耕作の実態を制度化したとは言いきれない、高度に人為的で観念化されたものであったと考える。それ故に、農業・農村の発達変化

は制度内に不断の適応や是正の努力を必要とする矛盾を生じせしめていた。いわば制度の内  
外という二面性・矛盾が当時の村落では常に再生産されていたし、そのことこそ、太陽分割  
制の本質であると筆者は考える。

本稿では、この制度の基本概念である「持分」について、州法の規定によって、考察した  
い。制度外的なあり方については別に考える機会があった。<sup>(2)</sup>

**2 州法とその資料** タキツスがゲルマニアで記した小王国がヴァイキング時代を経て、  
南部スウェーデンのイエータ王国と中部スウェーデンのスヴェア王国に統合され、更に後者  
の主導下に統一スウェーデン王国が成立する過程で、独立性が強く自治権を有した中間的な  
版図をもった政治的統一体が成立していた。これらの中間的あるいは過渡的な政治単位は、  
統一国家成立後、landskap と呼ばれ、それぞれが領域内に施行した法規は landskap lagen  
と呼ばれた。これらを「州」、「州法」と訳すこととする。<sup>(4)</sup>

現代までその写本が伝わる州法はイエータ系で、古ヴェストイエータ法、新ヴェストイエ  
ータ法、エストイエータ法、ギュータ法(ゴトランド法)、スモーランド法の5つ、スヴェア  
系で、ウブランド法、セーデルマンナ法、ヴェストマンナ法、ダーラ法とヘルシンゲ法(全  
ノールランド法)の5つ、および、ストックホルムなどの都市法である。

これらの州法は、最古の古ヴェストイエータ法で1220年頃、ウブランド法で1296年の成立  
とされ、多くは13世紀末から14世紀前半の成立と考えられている。これらはいずれも、ラテ  
ン語ではなく、古スウェーデン語で書かれ、手書の写本、近代初頭の印刷本などの形で、完  
本あるいは断簡が王立図書館などに所蔵されている。

それらを基に、いくつかの現代スウェーデン語訳が刊行されているが、本稿では、ホルム  
ベック/ヴェッセン<sup>(5)</sup>訳およびオールマークス<sup>(6)</sup>訳を底本とした。前者は註解・解説が豊富で多  
く利用されている。

スヴェア系とイエータ系の区分は単なる地理的領域よりも内容構成によっている。スヴェ  
ア系は内容、章題は一部の例外を除いてほぼ共通し、8ヶ章にまとめられていて、統一的な  
性格が強い。<sup>(7)</sup>ウブランド法を標準として、編集・整理されたものと考えられている。その内、  
ウブランド法とセーデルマンナ法には、スヴェア王の批准書がついている。

これに対し、イエータ系の各州法は成立年代にやや差があり、内容・形式も不揃いで、各  
州で法律に関する権限・責任を有した法官=lagman の私的な覚え書きではないかとする説  
もある。<sup>(8)</sup>

本稿で論じようとする太陽分割制という語は、ウブランド法を初めとするスヴェア系の各  
州法では、Solskifte として現われるが、イエータ系の州法には、Solskifte の語はなく、  
法律に合った位置または形態という意味の laga läge という語が用いられることが多い。

イエータ系を集大成して完成度が高いのが東イエータ法=Östgötalagen であり、スヴェ  
ア系の標準となったのがウブランド法=Upplandslagen であるので、本稿では、主にこれら  
両法の村落に関する規定である前者の「建築章」と後者の「村落章」を比較対照しながら考  
察をすすめることにする。<sup>(9)</sup>

**3 研究の方法** 以上に簡単に紹介した州法は、多くの研究分野における中世スウェーデン研究にとって基本的な資料であるために、常に研究の対象となり資料として利用されている。筆者が管見し得たのは主に歴史地理関係の文献であるが、ほとんどが州法を資料として挙げていても、北欧の研究者にとって、太陽分割制に関する州法の規定は明白に過ぎる事柄として、正面から考察の対象とはされていない感がなくもない。あるいは、歴史地理学にとって、法に定められた、いわば標準型は、野外での実測や古地図に基く実在の村落景観と較べて魅力ある研究対象たり得ないのかもしれない。しかし、州法の内容は、太陽分割制の村落景観を示すのみならず、より広い意味での社会体系である村落組織のあらゆる面に及んでおり、単なる景観復元を志す者でない限り、決して看過すべきものではない。またウブランド法の「村落章」や東イェータ法の「建築章」には、非太陽分割制的な土地利用形態や権利関係を、正常とされる制度内に取り込む規定が多く見られ、村落の動的・発展的なあり方を示唆しているから、村にかかわる条項を全面的に検討することが、当時の村落の起源にもアプローチし得る道であると考えられる。本稿は州法そのものを研究しようとするものではなく、州法は村落の歴史地理学的研究の一資料である。しかし膨大な量の現場での資料にとり組むまでに、基礎的な概念を整理する必要がある。本稿の目的は既述の如く、太陽分割制の基本原理たる「持分」の意味を確認し、地域的研究の基礎概念を得ることにあるが、方法としては、両法の比較検討という形をとる。

北欧の中世村落を広い視野で研究したのは前ストックホルム大学教授の D. Hannerberg を第一とする。その研究方法は、量的な計測を基礎にし、村内の持分という社会的関係が土地の配分比、配分順を通して村落景観に反映する太陽分割制を尺度の面から解明しようとする研究が多い。<sup>(10)</sup> S. Helmfrid はスウェーデン中部の農業中心地帯の村落を詳細かつ多面的に分析し、発生論、起源論の研究方法を確立すると共に、北欧村落の歴史地理研究のすぐれた展望をおこなった。<sup>(11)</sup>

Öland島をフィールドとしてすぐれた業績のある S. Göransson<sup>(12)</sup> や東部スウェーデンの景観復元から村落発生の問題に溯る U. Sporrang<sup>(13)</sup> など、Hannerberg 以後の村落の歴史地理学的研究は、古記録、古地図はもちろん花粉分析から残存リン計測などあらゆる方法を駆使するが、州法の記述については積極的検討を加えていないのである。

筆者の知る限り、フィンランドの土地制度史学者 K. Haataja<sup>(14)</sup> や同国の経済史の権威 E. Jutikkala<sup>(15)</sup> は中世の州法に全面的に依存したすぐれた研究をおこなっているが、その目的は必ずしも歴史地理学のものとは一致しない。

日本では水津一朗が<sup>(16)</sup>、太陽分割制に関連して、Helmfrid の研究から、州法の規定を引用しているが、州法にあらわれるこの制度の包括的な概念が明かになっているわけではない。

## II 太陽分割制に関する州法の規定

先述の如く、住居地と耕地を含めた村落の形態に関する規定は、ウブランド法では「村落章」に、東イェータ法では「建築章」に主に含まれる。本稿での考察の便宜と史料としての

意義を考えて、両法の条文をできるだけ原文に忠実に紹介することとする。紙数の制約があるため全文の翻訳はここでは不可能であるから、直接関接に太陽分割制に関する部分の抄訳とする。

## 1 ウブランド法村落章

1-前文 農民が新しく村を建設せんとするか、村が古い分割制をおこなっている場合には、各々がその休閒明け地に播種した後に新しい分割をおこなうべし。……その場合、村の $\frac{1}{4}$ は他の $\frac{1}{4}$ に、村の $\frac{1}{2}$ は他の $\frac{1}{2}$ に対し分割を強いることができる。村に新しい分割がなされると、村の周囲に屋敷地を示す界標が4つ、村道を示す界標が4つおかれるべし。村道の幅は10アルン<sup>(17)</sup>とする。各村には公道を通ずるべし。持分の小さい村も大きい村と同様の村道を有すべし。村人が一致すれば、村を貫く道路<sup>(18)</sup>を設けてもよい。…中略…村全体を所有する者は、従前より長く、従前と同様に良き道ならば、柵の内外いずれでも望むままに道をつくってよい。

1-1 屋敷は持分すなわちベニングランド、エルチューグランド、エーレスランド、マルクランド<sup>(20)</sup>に従う。各人は村内に有する持分によって、多い者は多くの、少ない者は少ない割当地を受領しその土地に権利をもつ。何人も他人のこの権利を犯して無罪では有り得ない。

1-2 村の $\frac{1}{4}$ 以下を所有する者は村の分割を要求できない。村で最大の持分を有する者が形態について発言できる。正しい太陽分割がおこなわれている村は全ての土地所有者の合意なしに解体されることはない。

2-前文 (自分の屋敷に家屋を建てる場合、隣家の敷地との間にゆとりを残さねばならぬことを定めている)。

2-1 屋敷に岩がある場合、これを破碎したり焼いたりして家屋の建築などに利用できれば、半分を持分内、半分を持分外とする。それらが不可能なら、岩はすべて持分外とする。(屋敷内の水流についても同じ規定がある)。村が適法の形態たる正しい太陽分割<sup>(21)</sup>に達すると、補充地が村から別枠として除かれ、屋敷内に利用不能地を有する者がこの補充地を受領する。この補充地は利用不能地を有する者の屋敷に接しなければならぬ。

2-2 (屋敷外の道路やブタ飼場にはみ出した建築を禁止している)。

2-3 屋敷は村道に接しなければならないが、道路の障害となつてはならない。道路が村を貫く場合、農民は道路の両側に屋敷を保有し得る。

2-4 ブタ飼場に建造物を建てる場合、持分に応じた割当分までは建築し得る。……

2-5 正しい太陽分割が実施された後も、3年と3日は、分割によって他人の屋敷地となつたところに家を持ち得る。……

2-6 村に正しい太陽分割がおこなわれれば、屋敷地は耕地の母<sup>(22)</sup>である。耕地を屋敷に従って配列し、村のはずれの農民には補償分を与える。……耕地は牧草畑を規定し、牧草畑は林地を、林地は岸辺を、岸辺は水面を規定する。……

3 ……農民は屋敷地に従って耕地を配分し、地条の間には界標を置く。囲い込み耕地を公道が通る場合、道路に耕地が沿っておれば、道路の幅は10アルンとし、道路の両側それぞれ3フット<sup>(23)</sup>は持分外とする。しかる後、耕地は屋敷地に従って配分される。(耕地の周縁部、溝、柵ぞいの土地には補償がなされることを規定している)。

4-前文 柵と耕地の間に排水溝があり、耕地が排水溝に接する場合、溝は持分外とする。排水溝の幅は7フットとし、各溝につき2フットは補償地とすること。

4-1 (個人の保有地間の排水溝について、それぞれの責任などを規定している)。

6-前文 ……ある農民が一村全体を所有するか新開墾地または高外占用地を保有する場合には、耕地<sup>(24)</sup>であれ牧草畑であれ、その周柵については自ら責任をもつこと。

6-1-4 (周柵は所定の期日までに完成されねばならぬこと。柵組<sup>(25)</sup>という組織が機能すること、柵を建てる責任量は持分に比例すること、柵の損壊の禁止などが定められている。)

8 農民がその林地にブタを放そうとする際は、すべからく、各人が村において有するエーレスランド、エルチューグランドに従うこと。……

9-前文 (事情により、定められた期日までに定められた作業を完了し得ない隣人に対する労役援助義務について定めている)。

9-1-2 (収穫のために耕地に入るのに他人の耕地を通過すること、泥炭の切り出しに関する規定がある)。

9-3 ある者が村内に有する放棄耕地に他人が播種して穀物が実った場合、播種した者は正当な持分による以上は収穫できない。また他人の土地に成育した穀物の周りに柵をつくってはならない。……

10-1 村の土地に高外占用地がある場合、耕地、牧草畑、配分林地のいずれであれ、エーレスランド、エルチューグランドを適用されていなければ、そこに法に基く柵の建設はできない。その土地がエーレスランド、エルチューグランドを適用され、半エーレ以上の価値があれば、合法的な柵を設け得る。

12 (他人の土地の穀物や牧草を収穫した場合の処置について定めている)。

13-前文 (他の村の土地に作付した場合の処置について定めている)。

13-1 (2ヶ村以上で柵を共有している場合に、他村の耕地あるいは牧草畑に損害を与えた場合の処置について定めている)。

14 (林地の非合法的な利用、たとえば、他人の林地での薪材採取、用材伐採、樹皮採取、ハシバミ、カシなどの伐採などについて定めている)。

14-12 村内の持分に基く土地所有者全員の同意がなければ、土地所有者は誰もカシの木を多少にかかわらず伐採できない。

14-13 複数の村民が林地を分割することを欲し、何人かが欲しない場合は、分割を望む者がその正当性を認められ、林地に持分を置くべし。

16 (非合法的な漁場利用、漁場・漁業権の持分に基く配分・分割について定めている)。

17-前文 ……全ての村は境界で囲われねばならない。……(村間の境界の設定に関する規定)。

17-2 現在、人の住む2村間に界論のある場合、一方の屋敷地界や村道界まで境界を押しつける権利はいずれにもなく、別の界標を求めねばならない。人の住む村と住まない村の境界について論議が生じた場合、人の住まない村に境界がある場合には、それが認められ、境界がない場合には、人の住まない村は以前にその村が属していた村に併合される。人の住まない村が境界を有する場合には、18人の血縁者によって、土地に対する相続権をエーレスランド、エルチューグランドを基に証明しなければならぬ。相続権をもっとも多く証明し得る者が、もっとも多くの村の土地を得る。このような村において、多くの者が生得権を実証した場合には、その証明された相続権に相当する持分を設定する。

17-3 ある村の領域に高外占用地があり、界標が開かれるか、溝が掘られるか、外縁が示されるか、柵が設けられてあれば、この高外占用地は耕地、牧草畑、林地、沼地、放牧地、入会地のいずれにあっても、承認される。ここに述べた境界標識がなければ、その土地は本来の村の分割地に戻し入れられる。……

17-4 (2村間の界論についての規定)。

17-5 2つの耕圃が合体しているところで、農民たちがこれを柵によって村ごとに分離せんとする際は全部が播種済みか否か、一方が済み一方が未だということにかかわらず、それぞれの村は柵の半分を建設する責任を負う。耕地が他村の牧草畑と接する場合もそれぞれが柵の半分に責任がある。2村の牧草畑が接する場合も同じ。放牧地と他村の耕地あるいは牧草畑が接する場合は耕地、牧草畑を保有する側が

柵を維持すること。……林地と他村の耕地あるいは牧草畑が接する場合も同様。……柵を伴った高外占用地の場合、長さの如何にかかわらず、高外占用地の所有者が柵に対して責任を有する。その占用地がエーレスランド、エルチューグランドに編入されておれば、持分に応じて柵を維持すべきである。エーレスランド、エルチューグランドに編入された高外占用地は、定められた課税比率<sup>(26)</sup>に応じてすべての公課を負担する。

18 (境界と界標について規定している)。

19 (村間の放牧地と林地について規定している)。

20 (共有地に境界のない場合は、持分に関係なく、関係集団間で均分する原則がある。)……郡間の共有地(村域外共有地)に境界がある場合はそれまでの慣行どおりとし、境界がなければ、直線で三分し、二つをそれぞれの側のものとし、一つを共有とすることができる。

20-1 ある者が村域外共有地に行き、区分された林地近くを開墾したために、その林地を通る道路を必要とする場合、この者は自分の農場から二方に他人の林地を通して幅10アルンの道路をもち得る。

20-2 ある者が共有の荒地で開墾し、後に立去る。別の者が来て、開墾地の近くを開墾し、樹皮を剥いで印とし、柵を建ててその土地を囲い込むとする。最初に開墾した者が来て、「何故、私の開いた場所に入り込んだのか」と言い、一方が「否、これは私の開墾したものだ、私は樹皮を剥いで目印としている」と答えたとする。この場合、柵で囲いそこに住む者が正当と認められ、他方は労働の成果を失わない立去らねばならない。<sup>(28)</sup>

20-3 ……村外共有地を利用せんとする者は郡会で許可を得なければならない。

21-前文 ……柵内の土地に耕地を新しく開墾し、その土地が持分外とされている場合、3年間はその保有を認められるが、その後3年間休閑とした後、分割の対象とする。……牧草畑を新しく開墾したら、3年間採草が認められ、その後分割に付される。……

21-1 ある者が柵外に耕地を開墾した場合、他に可耕地がなければ、6年間、播種収穫を認められ、その後6年間休閑した後、分割に付される。他に可耕地があれば、父祖伝来の相続私有地と同様に、既耕地に接するまでは、開墾した土地を保有できる。開墾地が既墾地に接すると、直ちに、土地の良否にかかわらず、双方を分割しなければならない。柵外に牧草畑を開墾すると、6年間採草した後、他に可耕地がなければ分割に付され、他に可耕地があれば、既耕地に接するまで開墾した後、双方を土地の良否にかかわらず、分割しなければならない。

## 2 エストイェータ法建築章<sup>(29)</sup>

ウブランド法村落章の上に記した条文と特に対比せらるべき部分を抄訳し、ウブランド法のどの条項と対照せらるべきかを各訳出部分の末尾に略記する。例えば(U L 4-1)はウブランド法村落章4条1項と対照せよの意味とする。なお対照の指示がない場合は、エストイェータ法独自の規定で、ウブランド法に相当部分がないが、重要と考えられる部分である。

1-前文 農民が村を建設しようとする場合は、建設せんとする村のまわりに界標をおき、宣誓してこれを確認しなければならない。その際、土地を所有する者全員が立会わねばならない。

1-1 ある者が村に適法<sup>(30)</sup>の形態を行なおうとする場合、その者は $\frac{1}{6}$ アトウング以下の村内<sup>(31)</sup>の分<sup>(32)</sup>=del i byn 所有者であってはならない。

もし、 $\frac{1}{6}$ 以上を有するならば、クリスマスまでにその村に行き、自分の農場に住む者および村道に住む者の全部に、村が適法<sup>(30)</sup>の形態におかれるべきことを宣言すべし。(U L 1-2、U L 2-1)

1-2 (村の計測を要求するのは、住む者の都合、播種の都合などから、復活祭の後と定めている)……収穫前にあわせて3度の民会を召集して事柄を決定しなければならない。何故なら、春の播種を元の

分割に従っておこない、新しい分割に基いて、前休閑地を耕起しなければならないからである。……

1-3 どこであれ土地の分割を希む者は等しい労働を投じておくこと。すなわち、それまでと同様に作付、施肥、耕起、排水を行なわねばならない。(U L 1-前文)

1-4 村を適法の形態におくべしという要求が提出されると、村内でもっとも外側に住む農民が、首界標<sup>(33)</sup>をどこに置かか定める権利を有する。その場合、まず、北東の、次いで東南、南西、西北の界標<sup>(34)</sup>を宣誓の上定めなければならない。しかる後に計測に従って境界を引くこと。もし村が既に適法の形態にあったならば、その界標を確認し、それまで適法の形態になかったならば、これらの界標が全土地所有者の同意によっておかれ、確認されたことを宣誓しなければならない。……村民の何人かが村を方形に、他が1列に置くことを望んだ時は……多数が望む方法による。(U L 1-前文、U L 1-2、U L 2-3)

1-5 (小作人は、村を適法の形態におくに際して土地を与えられない。)

1-6 界標が宣誓確認されていない屋敷間の境界は、確認されている場合と同様であらねばならぬ。頭境界<sup>(35)</sup>についても同様である。……村が古い方法で建設されており、これが法的に承認されているならば、村を是正すべきであり、解体すべきではない。正しい境界に従って、柵を建て、村内における各人の割当に従って屋敷を南に有する者は南に、北に有する者は北に、それぞれの土地を囲い込むべし。——もし全員<sup>(36)</sup>の同意がなければ、何人も界標を越えることはできない。

2-前文 村を貫いて通る道路は幅15アルンとし、全ての屋敷はその道路に面しなければならぬ。さもなければ、その村は適法の形態にない……。 (U L 1-前文、U L 2-3)

2-1 昔の法では、5アルン杖を用ちい、各アトウングに2杖分の幅を置くと言われたが、今では、各アトウングにつき合意しただけの測値を与えてよいと定められている。意見が一致しない場合は多数決による。……屋敷に準じて耕地を、耕地に準じて牧草畑を、牧草畑に準じて柵を、同様に、林地と漁場をあて、全て屋敷に一致させるべし。屋敷と(全ての)保有地が一致せず、耕地、牧草畑、周柵のいずれかと屋敷が一致しておれば、一致したものが全ての基準となる。全ての保有地が屋敷と相違すれば、保有地に準じて屋敷を定め、屋敷を基準としない。その場合は、それが適法の形態である。(U L 2-3、U L 2-6)

3-前文 ある者が高外占用地<sup>(36)</sup>を買い、法的承認を得て、カマドを有して自らそこに定住すれば、この者は法に定める分割を免れない。……ある者が、法に基く計測を村内に施そうとする際に、高外占用地がその途上<sup>(37)</sup>にあって避けて通れないとする。その土地を取り囲む溝または柵があり、3年以上占有しておれば、その人間はその高外占用地を宣誓の上、保持する権利を有し、それ以後は、法に定める分割を免れ得ない。

3-1 ある者が高外占用地を買い、まわりに石あるいは柱をたてて界標と称したが、法的に占有を認められていなければ、この土地は法による計測から除かれる。……さて、ある者が林地内に高外占用地<sup>(38)</sup>を買い、その土地に法的占有(取得時効)を認められた場合、林地が分割に付されると、それまでに縮小していた農場は常に縮小したものとされるべきである。

3-2 1/2アトウング以下の所有者は村の法的分割を行ない得ない。(U L 1-2)

4-前文 村には9アルンの幅で住居地縁地<sup>(39)</sup>を設けるべし。そうすれば、車の行きちがいが可能となる。家畜道は測杖3本の幅とすべし。……(U L 1-前文)

4-1-2 (橋の建設などについて規定している。)

6-前文 農民が村を測量しようとする際は、村内でもっとも外側に住む者が界標を示すが、宣誓して確認するのは界標のみでなく、屋敷地の全周である。もしそれまでに、分離や高外占用地の売却がなければ、全てのアトウングは同じくされ、アトウングはアトウングの兄弟たるべし<sup>(40)</sup>。その場合、全てのアトウングは耕地においても牧草地においても、良い場所にも悪い場所にも平等に土地を保有し、橋や水溝について同様の労働を負担すること。また耕地や牧草地の周柵についても、各自がその割当地に応じて、もし



可能ならば、それぞれの牧草地や耕地に接する部分で、平等の責任を負わねばならない。(UL2-6)

8-1 割当地間界地<sup>(41)</sup>が1アルン1スパンとられ、測杖が目印としておかれるべきである。(測杖の損壊について規定している)

7 (他人の割当地の侵害について規定している)。

8-前文 ……さて、分割兄弟の間で、一方から水または魚を導き入れることはできない。……

8-1 もしある者が林地あるいは牧草地に高外占用地を買い入れ、その下手に水流あるいは漁場がある場合、高外占用地は、その者が買い入れたよりも遠くまでのびることはない。……

9 (小作人、小作契約などについて規定している)。

10 新たに農家が創設される場合、屋敷が繩張りされねばならない。その際、古い屋敷に基いて新しい農家をおこうとする者に正当性がある。その者が法に基く尺度を置こうとする場合、1アトウングの屋敷に20アルン、1アトウングの耕地に10アルンとする<sup>(42)</sup>。

11-前文 ある者が持分に含まれない高外占用地に家を建てようとする場合、村民はその者のために道路を建設する義務はない。彼は自らの費用で通路をつくらねばならぬ。

11-1 さて、複数の農民が古い屋敷から移転して新しくしようとし、そこに来住し、全てをその場所に移そうとするが、1人が古い屋敷に居残っておれば、その者は全ての物が移転した者ではなく自分に戻ることを要求する権利がある。全員が古い屋敷から新しい屋敷に移った場合は、新しい屋敷は古い屋敷と同じく合法的におかれたものとなり、古い屋敷は耕地の尺度と呼ばれるべし。

11-2 農民が自分たちの農業について合意しない場合は、土地の半分を休閒にせんとする者が正当性を有する。

13-1 農民が播種を始めようとする際には、柵内通路は通行止めとし、種籾ざるが運び出されるまでは、通路の門扉は閉鎖する。屋敷間の柵は常時建てられており、クリスマスから2月2日まで、夏至から7月29日までと同様である。〔原文に問題あり〕

13-2 屋敷間の共通の柵に関しては、各農民は相手の農民と責任を折半すること。家屋は柵の半分に対し責任を負い得ない。(各地目間の柵について規定しており、作物の保全上、囲い込みが必要な農地の側に、柵を建設する責任があるとされている)

14-前文 全ての柵はキリスト昇天節までに建ておわらねばならず、その時点で柵に欠陥があれば罰金3エーレを課する。完全な柵とは、完全装備の男の重さに耐え、並みの身長の方が、1アルンの棒で反対側の地面に触れ得る高さをもつものである。柵から1歩のところ支柱をおき、しぼり材の端は1インチの長さを残すこと。ここに述べた如き柵を建ててなお、ブタまたはヒツジが閉じたところを通り抜けて死に至っても、その者に責任はない。……

14-1 (柵に穴があった場合の責任について定めている)。

14-2 (柵内通路のための門扉は内開きとすることを定めている)。

16 (他村に土地を持ちながら、播種せず柵を建てない者について定めている)。

28-前文 (郡間、村間の共有地に関する規定あり)。

28-2 人が住む古くからの村で異教時代から続き、古墳を有する村が村間共有地に接しており、このような村が境界紛争を起こす。(その場合の解決法について定めている)

28-5 ある村が別の村から創設され、軍費税を納め、界標が認められると、新村は得た土地に対する権利を持つことになるが、古墳を有する旧村との界標を越えてその土地を侵してはならない。自らの界標をもたず、軍費税を収めない場合は、柵によって囲い込んだもの以上に保持する権利をもたない。新村は本村と共に、本村の共有地から、用材、柵用材、薪、牧草を得ることができ、ライムギとカブラ用に開墾<sup>(43)</sup>して、3回まで収穫できるが、その後は土地を放牧地とする。それ以上耕地または牧草畑として占用することはできない。古い村が共有地を分割せんとする際は、分村はその税額に相当する林地を配分される。

ある村が共有地から買取されたとすると、その村は、周柵で囲み法的占有権を得たもの以上を保持する権利はない。(U L20-2、U L21-前文、1)

**30-前文** 林地が農民間で分割されていなければ、林地に分を有する者はその大小に関りなく、伐採量に制限はない。カシとハシバミは例外で、ハシバミは切ってはならない。焼畑に火入れする者は、カシの木がないかどうか気をつけねばならぬ。……村内に2つの農場を所有し、それぞれが耕地、牧草畑および全ての地目に「分」を所有しない限り、価値の如何に関わらず、自らも林地を利用し同時に他人に貸すことはできない。(U L14-12、13)

**30-1** ……ある者が林地の分割を要求すると、林地に「分」を有する者全員が集まり、……各人が村内に有する割当地に従って林地を分割すること。全ての者が最良の土地にも最悪の土地にも配分を受けること。(U L14-13)

**32** 農民が林地を自分の囲い込み地に取り込もうとする場合、作付を望む者が常に正当性を有するから、そのことが村に対して過大な損害とならない限り、耕地や牧草地にせんとする者は、それを承認される。

農民たちが取り込もうとしている土地に、何者かの焼畑用伐採地があり、カブラあるいはライムギを播種するために開墾しようとしている場合は、農民たちが代金を払って林地を取り込み作付しようとする場合や開墾のために林地を分割しようとする場合と同様にその土地を分割できるが、森林をすでに伐採していた者はその労働に対する報酬を受けることができる。それはライムギとカブラとその後1回の収穫である。その後、その者は割当と合法的な分割によって土地を受領できる。(U L20-2、U L21-前文、1)

### III 太陽分割制の基礎概念

**太陽分割と適法の形態** 第2章で抄訳したウブランド法とエストイェータ法では、それぞれ異なった言葉で、土地・村落制度を規定している。ウブランド法では、太陽分割(制) = Solskifte、エストイェータ法では適法の形態(制) = laga läge という語が使われている。これら両語についての概念規定が両法中になく、それぞれの法における記述あるいは規定によって、その概念を得なければならない。厳密に読んだ場合、多少異なる可能性はあっても、二つの法がほぼ同一の制度を別の語で表現していたといえる。これまでの研究は全く区別しないことには問題が残るが、本稿でも、特に必要な場合を除いて「太陽分割制」と呼ぶこととする。

ウブランド法では、“laga läge och rätt solskifte”とあって、「適法の形態」、「正しい太陽分割」が並記されている(U L2-1)。「適法の形態および正しい太陽分割」と解すれば、両語句は、独立した別個の制度に与えられた呼称ということになるが、この可能性は少ない。ウブランド法で、laga läge の語が用いられるのはこの部分のみで、それが太陽分割制と異なる制度を指すのであれば、もっと多くの場合に用いられるべきである。

この語を太陽分割制の内容説明として一般的に「適法の形態であるところの」と解することも可能であるが、筆者は、「エストイェータ法でいうところの適法の形態すなわちウブランド法の太陽分割」と考えている。エストイェータ法では、laga läge の語は、「法に適った形態」を示す以上に、「適法の形態」と呼ばれる制度を表していることは明かである(ÖG1-1他)。何故なら、どの法に適合するというような内容の説明なしに、細部にわたるべき規

定内容をこの語で一括しているからである。

ウブランド、エストイェータ以外の各州法では、村落・土地制度にどのような呼称を付しているのだろうか。旧・新両ヴェストイェータ法では、村落の形態や共同体の機能について規定しており、その内容は類似しているが、「適法の形態」や「太陽分割」という制度の呼称はない。「太陽分割」という語が用いられるのは、いずれもスヴェア系のセーデルマンナ法（建築章11-1他）とヴェストマンナ法（建築章1-1他）である。「適法の形態」は既述の両法の他に、スヴェア系のダーラ法にみられる。<sup>(44)</sup>

旧ヴェストイェータ法（1220年頃成立）の古い段階では、具体的な内容の規定はあっても、概念化された制度の名称はなく、13世紀末の成立とされるエストイェータ法では、内容の整備を伴いつつ「適法の形態」という一般的直接的な呼称で概念化が進められ、ウブランド法（1296年）では、「太陽分割」という象徴的な呼称によって基本原理を一括表現して、概念・制度が完成したと考えるべきであろう。

第一章で触れた、②法典<sup>(45)</sup>、③新法<sup>(46)</sup>の各段階では、全国を対象として、太陽分割の語のみが用いられ、スヴェア主導の国家統一と制度の一元化の経過に対応している。

**持分** 州法が定める土地・村落制度すなわち太陽分割制または適法の形態の基本原理は持分 = byamål に基く権利と義務の配分である。ただし、byamål はウブランド法のみを用いられ、エストイェータ法では、一ヶ所、byamål の語が見出されるが原語は huvudmal であるとされ、内容が同一であることから、Holmbäck/Wessen によって、統一されたものである<sup>(47)</sup>（ÖG11-前文）。エストイェータ法では、del i byn（ÖG1-1）、del i skogen（ÖG30-前文）、laga del i alla ägor（全ての土地についての法的な分）（ÖG30-前文）の如く、del の語が用いられられており、これも一般的な部分を意味するものが、byamål に対応する語として用いられている。この場合もエストイェータ法では、抽象化、概念化が不十分であると言い得る。②法典<sup>(48)</sup>、③新法で、byamål に統一されているのは、Solskifte の場合と同様な概念化の進んだことを意味している。

byamål は本来は、村の計測地、村の尺度などを意味する語であり、農家の租税負担額で示されるが、村内の負担額総計に対する比率がもっとも重要な意味をもつ。「屋敷の配分は持分（byamål）すなわちペニングランド、エーレスランド、エルチューグランド、マルクランドによって始められる」（UL1-1）とあるのは、農家ごとの比率が問題となる例であり、二つの村の間に放牧地や林地があるが、「境界と界標がない場合には持分に応じて区分する」（UL19）という場合は、持分が村の総高として権利の村間配分基準となることも示している。前者の例では、村内の比率を知るだけで十分であるが、後者の場合は、村の総高を絶対量で示した後に比を求めることになろう。いずれにしろ、村の内外のある程度の範囲について、生産力の評価に基く課税基準が存在したことになる。

ウブランド法でマルクランド = markland などと表現されているのは、いずれも貨幣単位を用いた土地の評価と考えられるが、エストイェータ法では、屋敷地の配分がアトウング = attung に基いて行われる（ÖG2-1）ことが明記されており、これも持分を示す単位であることは間違いない。

**マルクランドとアトウング** スウェーデンを対象にマルクランドとアトウングについて実証的な研究を行なった先駆者はドウリング<sup>(49)</sup>で、ハンネルベルイがこの分野での研究法を確立し、大きな成果を得たのであるが、本稿の主題に関わる点を二、三挙げてみよう。

マルクランドは農家の資産評価値であり、一丁前農家あるいは完全農家のそれが1マルクランドとされた。1マルクランドがどれだけの面積の耕地に相当したか、あるいは、どのような地目構成であったかは、地域と時代によって異なるとされる。ハンネルベルイによれば、1640年頃のウブランドやエステルイェートランドでは約12haと考えられている。マルク、エーレ=öre、エルチューグ=örtug、ペニング=penning は1：8：24：192の比率をなし、マルクを基本とする通貨体系を成していた。1マルクの納税義務を負った農家の規模を1マルクランドとした可能性が大きい。

アトウングは、数詞8=åtta に由来し、 $\frac{1}{8}$ を意味する点で研究者の意見は一致するが、ある単位の $\frac{1}{8}$ を表すという意見に対し、 $\frac{1}{8}$ に分けられる単位すなわち $\frac{1}{8}$ の8倍とする説もある。アトウングもマルクランドと同じく、担税能力を表す農家の資産評価値であり、農家の規模、共同体内における権益の大きさをも示している。1アトウングがどれほどの面積の耕地に相当するかは、ヴァイキング時代末期以後次第に大きくなるとされる。

マルクランドへと次第に統合されてアトウングは廃れてゆくが、13世紀半ばの段階では、1アトウングは平均して約5haになる場合と約6haになる場合があり、1マルクランドは2アトウングに相当するのではないかというのが、ハンネルベルイの説である。

以上の如きこれまでの研究を念頭において、ウブランド法、エストイェータ法における、これら「持分」の単位の用例について考えることにする。ウブランド法においては、村落章1条1項で、持分がマルクランドなどで表現されることを示した後は、一貫して、持分=byamål の語のみを用いているのに対し、エストイェータ法におけるアトウングの用法には、やや混乱があり、問題を複雑にしている。

エストイェータ法で、村の土地の再配分などを要求する資格を $\frac{1}{8}$ アトウング以上の保有者としていることは前項でも指摘したが、同章2条1項において、「昔の法では、各アトウングに10アルンの間口の屋敷を与えていた」のに、現在では「アトウングあたりの屋敷の間口は村民の合意による」ことを定めている。土地の再配分を要求し得る権利を $\frac{1}{8}$ アトウングと定めていることは、その程度の規模の農家も存在したと考えられるが、1アルンは約0.594mであるから、10アルンは約6mとなる。1アトウングあたり間口6mの屋敷というのは余りに小さすぎ、まして $\frac{1}{8}$ アトウングの農家はどのようなことになったのかという問題を生ずる。 $\frac{1}{8}$ アトウングの農家が存在したとし得るのは、エストイェータ法のいう現在、すなわち、アトウングあたりの屋敷の間口は村民が適当に決定できた時のことであるから、その時点に限るならば問題はなく、開墾の進展によって、1アトウングとされた農家の農地面積が拡大するのと並んで、分家がしきりに行われて、アトウング値は小さいが、ある程度の生産力はあった農家が増した状況を示唆する。

昔の法が更められたというのは、1アトウング当りの農家戸数の増加、すなわち1農家平均のアトウング値が小さくなったために、法が実際に適用できなくなったためであろう。以上の論議は、農家が耕地面積を拡大し、分家が進行しても、例えば最初の農家に与えられた

アトウング値は1のまま据えおかれて、新たに出現した農家群とより大きい農地の集合にそのまま適用されたことを前提としている。筆者は、この前提がある程度まで正しいとし得ると考えている。実際に、アトウング値が小さいが農地面積は最初の1アトウング当り面積よりはるかに大きい事例が、やや時代は下るが、数多く報告されているからである。<sup>(51)</sup>

同時に、この前提は北欧の中世に多い小村<sup>(52)</sup>=hamlet (英)の発生メカニズムの一つを教えるものとも考えられる。すなわち、単一の入植農家の拡大・分家による小さな農家集団の成立をもって村の起源の一つと考えるのである。

これとは別に、ウェストイェータ法土地章18条では、適法の屋敷は長さ20アルン、幅10アルンと定めた上で、同19条に「ある者が村内に適法の屋敷、1エーレの土地、6荷値の牧草畑を有し……村の全ての負担に対し $\frac{1}{8}$ アトウング<sup>(53)</sup>を有するならば」各種の権益を享受し得ると定めている。ここに挙げられた数値は、権益を受けるために、それぞれ別々に定められたものと考えるよりも、互いに調和する数字と考えるのが、次項で示す如く、権利も義務も持分あるいはアトウングによって配分されるという原理からみても、妥当性がある。すなわち、厳密に固定したものとは考えられないが、 $\frac{1}{8}$ アトウングと評価される農家は標準型の場合、適法の屋敷と1エーレの土地、6荷分の牧草畑を持っていたと考えられる。この適法の屋敷は、当時としても最小限の屋敷であろう。1エーレの土地は、マルクランド系列の評価基準からすれば、屋敷、畑地、牧草畑その他あらゆる地目・権益・義務に関する包括的な値であるが、このウェストイェータ法の場合、他の地目と切り離して使われている。ウブランド法の換算率をそのまま適用すれば、1エーレランドは $\frac{1}{8}$ マルクランドであり、先に示した2マルクランド $\equiv$ 1アトウングというハンネルベルイによる経験的な比率は、 $\frac{1}{8}$ マルクランドに対し $\frac{1}{8}$ アトウングが対応することになるかも知れず、そのままでは適用できない可能性が大きい。しかし、1マルクランド $\equiv$ 12haという点では、ここに示された農家は1.5haの畑地をもつことになり、他の保有地とあわせて、あるいは村内の権益に対する最低条件に符合するかも知れない。

**屋敷地は耕地の母** ウブランド法村落章1条1項は「持分によって屋敷が、屋敷によって土地が配分されることを定め、同2条6項は、「村に正しい太陽分割がおこなわれれば、屋敷地は耕地の母であり」、牧草畑その他全ての地目の配分が屋敷地を基準とすることを示している。

これに対し、エストイェータ法建築章2条1項では、「各アトウングに合意した間口（の屋敷）を割当て、屋敷を基準として、耕地、牧草地、林地、漁場などが配分される」とあって、2つの法の基本的な一致は明かである。

ウブランド法とエストイェータ法のいずれも、持分はまず屋敷の間口に表現され、その間口として記録されることになる測杖（繩）の倍比は、その他の全ての地目の配分を決定する際にも維持されるから、その意味では、ウブランド法のみならず、エストイェータ法においても、屋敷は耕地の母である。

「耕地を屋敷に従って配列する」（UL2-6）ことも規定されているから、各耕区における地条の配列順序は常に屋敷の配列順序と一致することになる。すなわち、屋敷地は各農家

の規模と位置関係の原記録なのであり、各耕区などにそのコピーが出現することになる。その間の事情についてはエストイェータ法により具体的な記述がある。「正しい境界に従って柵を建て、村内における各人の割当に従って、屋敷を南に有する者は南に、北に有する者は北に、それぞれの土地を囲い込むべし」(ÖG 1-6)とした上で、「屋敷に準じて耕地を、耕地に準じて牧草畑を、牧草畑に準じて柵を、同様に林地と漁場をあて、全て屋敷に一致させるべし」とある。配分の基準としての屋敷の重要性は、各地目間に不調和がある場合、屋敷と配分が一致するものがあれば、その正当性を認める(ÖG 2-1)ことでも示される。

「……(村の)全員が古い屋敷から新しい屋敷に移った場合は、新しい屋敷は古い屋敷と同じく合法的におかれたものとなり、古い屋敷は耕地の尺度と呼ばれるべし=den gamla skall kallas åkermått。」(ÖG11-1)と定められていることに注目したい。åkermåttは現代スウェーデン語であり、原語はakär malであるが耕地の尺度と理解して妥当である。

以上引用したウブランド法とエストイェータ法の屋敷とその他の土地および水面までの利用、柵の建設についての権利・義務の全てについて、持分が屋敷の間口を通じて、その基準となっていることを示して一致している。特に、古い屋敷は耕地の尺度と呼ばれることは、その界標も含めた屋敷地割が永く保存されて、紛議の生じた場合の解決策を示したものと考えられ興味深い。

「全てのアトウングは同じくされ、アトウングはアトウングの兄弟たるべし」(ÖG 6-前文)というのは、屋敷地の画定に際しての規定であり、アトウング評価が同じ場合には同じ間口が与えられるべきであるという意味である。

このアトウング値の平等の原理は、それが権益や義務の配分・負担比率の基準となる以上、当然のことであるが、法の規定は間口または面積にとどまらず、質的平等に及んでいる。ウブランド法とエストイェータ法を包括するというならば、持分あるいは分の質的平等を求めていることになる。これらは実際の土地の配分にあたって困難な問題を生ずることになりかねない。

ウブランド法村落章2条1項の規定は、割当地に利用不能地がある場合には、代替の補充地が与えられねばならず、これはその屋敷に接していることを定めている。もしその補充地が間口を大きくする形で与えられたならば、配分基準としての間口の比率をこわすから、これは絶対的に避けねばならないであろう。とすれば、屋敷の前か後にこれをつけるしかない。道路を隔てて向い側に補充地を与えることは、道路の両側に村をつくる場合には、「村の半ばと半ば、アトウングとアトウングを整える」(ÖG II-前文)とした規定に背くであろう。道路からみて屋敷の背後に補充地を割りあてると、同章1条4項の、屋敷地が整った方形であることを求める規定を満足せしめ得ない。それはそれに接する耕地等に不整形を生じ、耕地等の配分の際に不都合を生じるはずである。

エストイェータ法6条-前文で、「全てのアトウングは、耕地においても牧草地においても、良い場所にも悪い場所にも平等に土地を保有する」ことを定めているが、アトウングの本質からして、これは全村民の関心事であったはずである。この原則と屋敷は耕地の母なりという原則はどのように調和し得るのであろうか。ウブランド法においてもエストイェータ法においても、初めに屋敷ありきという形で屋敷地の縄張りをまず第一としており(U L 2-6、

ÖG 2-1)、耕地等が最初に配分されることはないとしているのであるから、理論的には、耕地等は屋敷地と同じく方形でなければならない。相似形である必要はない。各アトウングが良い土地も悪い土地も平等に配分され、一々面倒な、当時の人々にとって不可能であつたらう面積計算を避けるために、村の土地をその質によって精密に区分しなければならない。そのそれぞれに、相対比で間口を決定し、平行線によって区分するのであるから、平等・正確を期するためには、その等質とされ、方形を保とうとする区画は細分化されざるを得ない。このことは、太陽分割制の原理そのものが耕区の細分化の一因となり、切添的な開墾の進展<sup>(54)</sup>や分割相続とあいまって、近世における極端な耕地錯綜をもたらしたことを示している。

#### IV おわりに

一般に太陽分割制の太陽という語は、この土地制度が太陽の運行あるいは方位と結びついておこなわれたために用いられたと推定されている。太陽分割=Solskifte という語を用いているウブランド法には、その語源を示唆するものはない。一方のエストイェータ法では、太陽分割という語はもちいられないが、屋敷用地の画定に際し、まず北東の、次いで東南、南西、西北の界標を定めて縄張りを始めることが記されており(ÖG 1-4)、これに従えば、東西南北の正方位による線分で囲まれた方形の土地ができあがる。しかし、土地条件によってはその実現は最初から不可能な場合もあろう。実際には、この規定に従った村の地図は必ずしも多くない。ウブランド法においては、これに関する規定がないのであるから、両方のあり方の基本的同一性に基いてこれを太陽分割制と呼ぶのなら、方位の問題は太陽分割制の本質的な特質とは言えない。

前章で試みた、太陽分割制の基礎概念の検討は、その体系がもつ極めて理念的な側面を明かにしたと考えている。方位の問題にしても、エストイェータ法の規定は実現不可能なことを強いる点があり、そのまま順守されなかったことは、明かである。ウブランド法の場合は方位に関する規定を欠くから、現実に対する柔軟な対応が可能であるはずである。

持分という権利と義務の対応を内容とする考えは、どこでも一般的であり、いわば社会関係の基本であろう。しかし、それを屋敷の間口に記録するという方法、更にこれを全ての地目の配分に適用するという方法は、極度に人為的な理念主導型の体系を意味している。それが税制と結びついている点からも、一元的な原理による組織がなければ不公平を生じ、その体系は維持できぬ筈である。一方で実際の状況を想定すれば、太陽分割制の村には、基本的に二つの異なる起源があるはずで、①別の制度あるいは自然発生的な村落形態が存在したところに、この制度の適用が求められた場合、②最初から太陽分割制によって計画的な開墾が進められた場合が考えられる。この両方の場合が、ウブランド法、エストイェータ法のいずれにおいても想定されていることは、数多くの条文から明かであるが、そこには原理尊重の一徹さと現実重視の妥協性が共存していると言い得る。前章で考察したところでは、その原理依存が強調された。それは、元来、この制度が一元的な基準を求めたものであるために、それに従わぬ要素の存在は常に全体のほころびの原因となるからであろう。

一方、現実的に対処する態度も随所に認められる。例えば、「村が古い方法で建設されており、法的に承認されているものならば、村を是正すべきであり、解体すべきでない」(ÖG 1-6)とある。実際、太陽分割制を絶対的なものとして、強制したものでないことは、新しい制度の適用、あるいは割替が、一定の資格を持つ村民の要求によってなされる(U L 1-前文、ÖG 1 その他)ことが明文化されていることによって知られる。

いずれにしろ、この強い個性をもった制度が普及するためには、村民の側の強い対応がなければならぬはずであるが、筆者はそれを、新しい農法を受容、その展開と重ねて考えている。それは、エストイェータ法で、「農民が自分たちの農業について合意しない場合は、土地の半分を休閑にせんとする者に正当性がある」(ÖG11-2)としている如く、多くの点で村民の多数決にゆだねている決定方法が、この場合、全員一致で反対する時を除けば、二圃式と強制していることにはうかがえるのである。新しい、従前より高い生産力を具えた農法ならば、従前のものにとってかわり得るから、その導入と並んで新しい制度を受容する可能性が大きかったと思われるのである。

第2章で抄訳した両州法の太陽分割制に関わる条文は、より具体的な村落の空間的構造や共同体の機能をいきいきと描くところがあるが、その検討は次稿にゆずることとする。本稿では太陽分割制の基礎概念を整理し、二つの州法の性格の全体的な考察をするにとどまった。

#### 注

- (1) 塚田秀雄：中世スウェーデンの地方組織と農村社会。人間科学論集13・14合併号、1983。大阪府立大学
- (2) 塚田秀雄：太陽分割制における制度外農地。水津一郎教授退官記念地理学論文集、近刊。大明堂。
- (3) タキツス：「ゲルマーニア」田中・泉井訳、昭和28年、岩波書店、P148以下。
- (4) Sten Carlsson/Jerken Rosén：Svenskt Historia I. 1962, Stockholm. pp. 135~138.
- (5) Åke Holmbäck/Elias Wessén：Svenska Landskaplagen I~V. 1933~1946, Stockholm.
- (6) Åke Ohlmarks：De Svenska Landskapslagarna. 1976, Stockholm.
- (7) 教会、王、相続、人格不可侵、土地、商業、村落、司法の各章。
- (8) 前掲、Åke Ohlmarks, 1976. p. 7.
- (9) 前掲5、Byalagsbalken, Upplandslageu と Byggningsbalken, Östgötalagen.
- (10) David Hannerberg の主な研究を挙げる。
  - a. Byamål, Tomtereglering och Odlingång. 1955, Lund.
  - b. Tunmland, Öresland, Utsäde och Tegskifte. Gothia 6, 1952, Lund.
  - c. Skånska Bolskiften, SGÅ 1958, Lund.
  - d. Byamål och Tomtereglering i Mellansverige före Solskiftet. Ymer 79, 1959, Stockholm.
  - e. Die älteren skandinavischen Ackermasse. Lund Studies in Geography, Ser. B : 12. 1955, Lund.
  - f. Svenskt Agrarsamhälle 1200 År. 1971, Stockholm.
- (11) Staffan Helmfrid の主な研究を挙げる。
  - a. The Storskifte, Enskifte and Lagaskifte in Sweden, General Features. Geografiska Annaler 1961 : 1 - 2, Stockholm.



- b. Östergötland Västansång. Geografiska Annaler 1962 : 1 - 2, Stockholm.
  - c. Europeiska Agrarlandskap. 1963, Stockholm (ステンシル).
  - d. Historical Geography in Scandinavia. : Baker, A. ed. Progress in Historical Geography, 1972, Newton Abbot.
- (12) Sölve Göransson の主な研究を挙げる。
- a. Field and Village on the Island of Öland. Geografiska Annaler, 1958 : 2. Stockholm.
  - b. Morphogenetic Aspects of the Agrarian Landscape of Öland. Oikos Supplementum 12, 1969, Copenhagen.
  - c. Village Planning Patterns and Territorial Organization. Acta Universitatis Upsaliensis 4, 1971, Uppsala.
- (13) ストックホルム大学の Ulf Sporrang は現在もっとも活動的な研究者である。
- a. Kolonization, Bebyggelseutveckling och Administration, 1971, Lund.
  - b. Jordbruk och Landskapsbild. 1970, Lund.
- (14) Kyösti Haataja : Maanjaot ja Talojärjestelmä. 1949, Helsinki.
- (15) Eino Jntikkala : Suomen Talonpojan Historia. 1958, Helsinki.
- (16) 水津一朗 : 『ヨーロッパ村落研究』 p. 273以下、1976、地人書房。
- (17) aln=0.594m.
- (18) 村道の両側に屋敷地を配すること。
- (19) 持分=byamål.
- (20) Penningland, Örtugland, Öresland, Markland. 貨幣単位として、1 mark=8öre=24örtug=192 penning があつたが、~land という場合は、土地に対する課税単位である。例えば 1 markland は絶対的な面積を示すよりも、完全農家を意味した。17世紀のスウェーデンでは 1 markland は約12 haの農地に相当した。前掲 (10) f. pp. 43~44。
- (21) 適法の形態たる正しい太陽分割、laga läge och rätt solskifte. 法に適った位置と正しい太陽分割とも訳し得る。
- (22) 屋敷地は耕地の母である、då är tomt åkers moder. 持分を反映した屋敷の間口が配分地条の幅の基準となること。
- (23) フット fot は0.297m、2 fot=1 aln。
- (24) 高外占用地 urfjäll. ホルムヴェック/ヴェッセンの註解によれば、村域内にあつて持分に関係なく、個人的に保有され界標のある土地。前掲 (2) で高外占用地の問題を論じている。
- (25) 柵組 hägnadslaget. 同一耕地周柵内の開放耕地に割当地を有する農民の組織。
- (26) エーレストール Örestal.
- (27) 関係集団としたのは hundaren eller folkland で郡とその集合と考えてよい行政単位。
- (28) 会話形式の具体的な文言は、古い時代の民会でのあり方を伝えているとされる。前掲 (4) II, p. 193, not (85)。
- (29) Byggningabalken. Byggning は建築物、建築することなどの意であるが、動詞形 bygga には、居住する、耕作するなどの意味がある。
- (30) エストイェータ法では、laga läge という語が村落の形状を示す基本概念を意味する。laga は法に適合している状況を意味する。ウブランド法村落章では、2条1項に1度だけ用いられ、太陽分割制と同義と考えられる。(21) 参照。
- (31) アトウング=attung. 中世スウェーデンの土地所有単位。第3章で検討する。
- (32) 村内の分=del i byn. 次章で検討する。ウブランド法の byamål に当たる。

- (33) 首界標=huvndrämärkena. 屋敷地の4隅に置く界標。
- (34) 最初に西北隅を定め、時計まわりに順次4隅を定めてゆくことを意味する。前掲(4)II, p. 232, not (10)。
- (35) 頭境界 huvudändan 屋敷地を囲む境界の内、村道から離れてこれと平行する線。
- (36) 高外占用地 hump. ウーブランド法の urfjäll に相当する。(24) 参照。
- (37) 定住する bor där själv med eld och äril = 火と炉をもって自身がその場に住む、一定の土地に定住することを意味した。前掲(4)II, p. 155, not (12)。
- (38) 法的占有(取得時効)=laga hävd。
- (39) 住居地縁地 bolstadsren、住居地と耕地が接するところは耕地として配分せず番外地とする。
- (40) attung skall vara attungs broder.
- (41) 割当地間界地としたのは bolstadsren である。この語は(39)の場合、住居地と耕地の間の番外地であるが、ここでは、割当耕地、牧草畑=tæg の間のアゼに相当するものと考えられる。lspann は4指間長とされる。前掲(4)II, p. 236, not 57。
- (42) この規定の意味は、ホルムベック/ヴェッセンも不明として、10アルンが当時、1アトウングに属する耕地の平均的な尺度であった可能性がある、としているが、それが耕地の幅なのか、もっと一般的なモジュールなのか明かでない。前掲(4)II, p. 238, not 94。
- (43) ライムギとカブラは当時おこなわれていた焼畑の主要作物である。
- (44) 前掲(6)によって各州法における用語を調べた。
- (45) 筆者が利用したのは、フィン語訳で、Kuningas Kristoferin Maan Laki 1442. 1978, Vaasa である。その建築章4条に、太陽分割=aurinkojako の語が用いられている。
- (46) Sveriges Rikes Lag gillad och Antagen på Riksdagen År 1734. 1981, Malmö。
- (47) 前掲(4)II, p. 238, not 95。
- (48) フィン語訳では、kyläosuus。
- (49) Dovring, F. Attungen och Marklandet. 1947, Lund.
- (50) 前掲(10) f. pp. 56-62。
- (51) 前掲(10) a。
- (52) スウェーデン語で村と訳されるのは、by であるが実際には、大きな村はあまりなく、ほとんどは英語の hamlet に相当する規模である。
- (53) エストイェータ地方の小村の評価値は8アトウングのものが多く、これが村の標準規模、従って1アウングは標準規模村落の $\frac{1}{8}$ を意味するという説がある。前掲(10) f. p. 57。
- (54) 農業集落の形態上、これはもっとも重要な問題であり、古地図などに基く研究が今後も必要である。これらに関連して、塚田秀雄：フィンランドにおける太陽分割制の廃止をめぐって。歴史地理研究と都市研究(下)1978, 大明堂。同：フィンランドにおける農業革命(1)、奈良大学紀要5号 昭和51年 奈良大学 で多少触れている。